

平成 20 年 5 月 9 日

「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」についての意見

公立大学協会

会長 佐々木雄太

(愛知県立大学長)

1 総じて

- 今回の「審議のまとめ」の内容は、少子化による人口減少時代を迎え、日本の大学が「ユニバーサル段階」や「大学全入」時代を迎える厳しい状況の中で、学生の「学習成果」を重視する国際的動向も踏まえて、今後の学士課程教育の構築への指針を示しており、全体として賛成できる。
- 当然、大学は厳しい対応が迫られるが、国にも財政的支援を含む様々な支援・取組を求めており、両者の努力が相俟って成果を上げることが期待される。

2 基本認識（第1章）について

- グローバルな知識基盤社会、また少子化による人口減少時代を迎えて、「我が国の学士課程教育は、「量」の拡大を積極的に受け止めつつ、「質」の維持・向上を図るといふ、重大な課題に直面している」との認識は、今後の大学の方向を考える上で適切で且つ重要な指摘である。
- 大学の公共的使命を果たすため、学士課程では「国際通用性を備えた、質の高い教育」を行う必要性を強調し、「質の維持・向上に向けた努力を怠り、社会からの負託に応えられない大学があるならば、その淘汰を避けることはできない」と指摘している点は、大学側として真摯に受け止める必要がある。
- 一方、ユニバーサル段階に移行したが、「大学進学率が過剰であるという立場は採らない」とし、大学で学ぶ意欲・能力のある若者が経済的理由により進学を断念せざるを得ない状況を無くしていくため、奨学金制度の充実や教育費負担の軽減に関わる国の政策を求めていることは適切である。

3 改革の基本方向（第2章）について

- 「学士」の質保証を図るためには、「競争と協同の調和」と「多様性と標準性の調和」が必要となっていると、これまでの「競争」と「多様性」重視の方針を発展的に「修正」する方向を打ち出している。こうした「修正」は積

極的に受け止めるべきと考える。

- しかし、「標準性」の追求が必要以上の規制の強化につながる危険性もあり、今後注意すべき点として指摘したい。「コア・カリキュラムの策定」や「ミニマム・リクワイアメントの設定」などの必要性は理解できるが、標準化のための規制によって個々の大学の個性が失われる危険もある。角を矯めて牛を殺すことにならないように、「各大学の自主性・自立性の尊重」をしっかりと担保することが重要である。

4 国の財政支援の強化について

- 我が国の高等教育に対する公財政支出は、先進諸国に比して極めて低いことは周知の事実である。国際通用性のある、質の高い教育の実現をはじめ、我が国の高等教育機関における教育研究の確実な向上のために、国の教育振興基本計画において高等教育への公財政支出の目標額設定を明確にすべきであり、その際 OECD 平均の GDP 比 1% (5 兆円規模) を目指すことは当然である。本答申においても、一定の根拠を示して公財政支出の必要規模を示すなど、国の財政支援強化を最重要課題として取り組む姿勢を強調してほしい。

5 公立大学法人制度について

- 第2章の2つ目の段落(6頁)で、大学運営システムの改革として括弧内に(国立大学等の法人化、学校法人制度の改善等)のみが指摘されている。平成15年に、国立大学法人法とは別個に、地方独立行政法人法が制定され、公立大学法人制度が導入されたことも大きな改革であり、この点を見逃している。従って、括弧内は(国立大学等の法人化、公立大学法人制度の導入、学校法人制度の改善等)と改めてほしい。

6 「学習成果」の重視について

- 第2章から第3章にかけて、「学士」の保証する能力としての「学習成果」を重視することを強調し、改革の具体的方策として、「学習成果」の明確化と教育課程の体系化・構造化、単位制度の実質化、厳格な成績評価と出口管理の強化、教職員の職能開発などを挙げている。この点は積極的に受け止めたが、各大学で実効ある改革を進めるには、「学習成果」の具体化、「学習成果」の把握・判定の方法や「学習成果」を重視した評価法の確立など、課題は多いと考える。
- また、改革の実行には、大きな労力と負担を伴い、経常的な人的・財政的措置が欠かせないことも併せて強調したい。例えば、同一大学内でも学生間の基礎学力や学習意欲・目的意識の格差があり、きめ細かな指導や学習支援

が必要となり、そのための労力や負担は極めて大きい。

7 高大接続について

- 「大学全入」時代を迎え、高等学校と大学との接続は「大学が「選抜」する時代から、大学・進学希望者が「相互選択」する時代へと移ってきている」との認識を示し、高校・大学に対し、「入試によって学力水準を担保できるという考え方から、様々な方法で客観的に学力を把握し、学力水準の担保を図るという考え方への転換」を求めていることは、基本的に賛成できる。
- 学力を客観的に把握する方法の一つとして「高大接続テスト（仮称）」の協議・研究を求めているが、現行の入試センター試験の存在と役割（正負両面）との関連も含めて、十分な検討を求めたい。
- この点を含め、協会としても、高校教育から大学教育へのスムーズな移行を図る観点から、大学入学時点で高校卒業までに必要とされる基礎的学力が担保できるようなシステムの構築に努力したい。同時に、有効な高大接続システムの構築には、多大な労力や負担が伴うことも考慮する必要があると考える。
- 入試方法の改善についても、調査書の内容や活用のあり方、知識量に偏重せず思考力・判断力・表現力・学ぶ意欲を含む総合的な学力を問う学力検査のあり方、良問を出題する観点からの過去の試験問題等の利用等を検討することを明確にした点を評価する。その上で、今後とも入試の改善に努力したい。

8 大学団体等の役割・機能について

- 今回の「審議のまとめ」において、学士課程教育の質保証を図る上で、大学団体等の役割に期待し、質保証に関する基盤整備の一環として、大学団体等との連携を密にし、その活動を支援していくことを明確にしたことは、歓迎したい。
- 審議の過程で、公立大学協会も公立大学の運営や教学に直接責任を持つ学長が参加する大学団体として、学士課程教育の質向上に積極的に関与・貢献する旨表明し、合わせて協会の活動への支援を要望した。当協会の意見がある程度反映されたものとして評価するとともに、当協会としても今後実効ある活動の展開へ向けて努力したい。

9 地域との教育連携の重要性について

- 公立大学協会では、これまでも意見提出の機会などを通して、地方分権化

の流れの中で、地域の教育・文化水準の維持向上や地域に貢献する人材の育成など、地域活性化には地方の大学の果たす役割が重要であることを訴えてきた。この点では、先の「我が国の高等教育の将来像」答申（平成17年1月）では、「地域配置に関する考え方」として項立てして、地域間格差の是正を含めて、重要課題としていたが、今回の報告では触れられていない。

- 大学教育の質の向上を図る上でも、地域の教育資源や教育力の活用、身近な実習・観察機会の提供など、地域との連携が欠かせない。そのためには、地方公共団体をはじめ、地域の諸団体等との連携・協力が必要であると考えらる。
- 「審議のまとめ」の中では、地域との教育連携について触れられている箇所は散見されるが、重要な視点の一つとして強調されていないのは残念である。一例として、第3章第1節の最後（17頁）で、産学間の連携の項に加えて、「地域との相互理解を深め、連携を強化するため、地域の諸団体等との対話の機会を設ける」といった項があっても良いのではないか。

以上